はじめての農業委員会 2

\できる！/
農地利用状況調査の手引

～判断のポイントをわかりやすく解説～

「農地な bee くん」

編 集　永武 幸子

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

1　はじめに

農業委員会が行うべき法令業務の一つに『農地利用状況調査』があります。『農地利用状況調査』は、平成21年の農地法改正により「農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査（以下『利用状況調査』という）を行わなければならない」と農地法第30条第1項に明記されています。

また、同法第32条第1項には、『利用状況調査』の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の所有者等に対して農地の農業上の利用の意向についての調査（以下「利用意向調査」という）を実施し、利用意向を確認することとされており一連の業務として実施いただいている委員会が多いのではないでしょうか。

委員会業務が多様化してきている昨今、調査方法も従来の現地での目視によるものから無人航空機や衛星写真等の活用に加え、タブレット端末による調査結果の入力など、効率化・省略化を図ることも可能になりました。調査実施の際の参考として本手引をご活用頂ければ幸いです。

『農地利用状況調査』の経緯を説明するよ！
農業委員会では、平成11年から農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を目的として取り組んできた『農地パトロール』を平成21年の法改正以降は、『利用状況調査』に位置づけて実施することで調査の徹底をはかってきたんだ。
令和3年には、『荒廃農地の発生・解消状況に関する調査』（以下、『荒廃農地調査』という）と『利用状況調査』が統合！『荒廃農地調査』っていうのはね、市町村と農業委員会が共同で管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握するための調査で平成23年度から実施されてきたんだよ！

2　利用状況調査の留意事項

（1）目的

① 地域の農地利用の確認
② 遊休農地の実態把握
③ 違反転用の発生防止・早期発見

この3点を重点として、農地の利用促進に向けた情報収集が目的だよ！

（2）農地法における位置づけ

農地法第30条第1項…「利用状況調査」（農業委員会の必須業務）

（3）実施回数及び時期

実施回数…毎年１回（必要に応じて２回目以降も実施することができる）

実施時期…８月頃（運用通知第３の１（１））

農作物栽培高度化施設について通知があったよ！

「営農計画書上8月頃に農作物の栽培が行われていないことが明らかである場合には、8月以前の農作物の栽培が行われているべき時期に調査を実施する。」

（平成30年11月20日付30経営第1796号農林水産省経営局長通知「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について）

（4）対象農地

管内すべての農地（農作物栽培高度化施設を含む。以下同じ）。

前年度の調査で「再生利用が困難な農地」として非農地判断した土地は調査の対象外になるよ！

【参考】遊休農地等の分類

利用状況調査（～令和２年度）

荒廃農地調査

- 第33条の農地
- 2号遊休農地
- 1号遊休農地
- A分類
- B分類
- ア 1号遊休農地（緑区分）
  草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地
- イ 1号遊休農地（黄区分）
  草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地
- ウ 2号遊休農地
- エ 第33条の農地
- オ 再生生利用が困難な農地

利用状況調査（令和３年度～）

3　遊休農地の判断基準

◆A分類◆

ア　１号遊休農地（緑区分）…５頁参照

調査日以前の１年以上において、管理・作付をされておらず、今後も耕作される見込みのない農地

＝農地として再生利用可能

イ　１号遊休農地（黄区分）

基盤整備等により再生利用が可能となる次年度に事業実施が確実に決まっている農地

★該当がある場合は、事業等の確実性などの観点から事務局が個別に対応することが望ましいでしょう。

ウ　２号遊休農地…６頁参照

作付けはされているが利用の程度が著しく劣っている農地

★不作付地とは異なる点に注意しましょう。

◆B分類◆

オ　再生利用が困難な農地…７頁・８頁参照

森林の様相を呈しており復元が著しく困難な農地

＝農地として再生利用困難⇒非農地判断対象地

★非農地判断は、農地利用調査実施の年度内に行うこととされています。地域計画や農振法、その他の補助金関係の該当農地でないかなどにも配慮したうえで実施するよう事前に調整しましょう。

次の頁からは、令和6年度の京都府京丹波町の判定事例を参考に、実際の農地の状況から「利用状況調査」の記入方法を説明していくよ!

★5頁から8頁で使用している写真は、京丹波町農業委員会で判定の参考に撮影されたものです。説明会では、それぞれの農業委員会で判断しやすい事例（例えば写真を置き換えるなど）を工夫し、委員連携を深めましょう!

4　A分類［1号遊休農地（緑区分）］

調査時点において、1年以上耕作されておらず、今後も草刈り等の維持管理や農作物の栽培等の見込がない農地であることが第1条件。草が繁茂していても1年以内に草刈り等管理されているなど不作付地・保全管理の場合は、該当しません。

A−①
雑草は繁茂しているが、草刈りしてトラクターで耕起することが可能であり再生利用が可能な農地。

A−②
セイダカアワダチソウなどの雑草が密生。原野化が進み、草刈りしてもすぐに耕起することが困難だが再生利用が可能な農地。

写真例A−①、A−②のように一見荒廃していても、再生利用が可能な農地や周辺状況から再生利用を目指すべき農地（→例えば原野化していても、優良農地の中央に位置し周辺農地に影響を及ぼす場合など）が該当だよ。
確認日以降に草刈りされるケースもあるから状況に応じて対応してね！